

年月日

氏

名

六

印

遞信省工務局

御中

明治廿二年十月十四日

書記官長 承印

書記官 とも分直

電話交換所通信有回答ノ件

京濱兩市間ニ創設スル電話交換ノ事業
本院ニ於テ加入スル事否ノ照會ニ對シ回答
案在ノ通りニテ可也哉

案

封者工務五三四二号ノ以テ京濱兩市

續六

局

長

元

間之電話交換事業は創設可成
付之本院に於て加入企望の有無
は打合し趣了義致す此處本院
於て八目下右加入之必要有らば
此段は回答及候也

年月日

書記官長

逓信省總務局長宛

乙 三五〇六

今般内閣文庫内櫻田御門内新築、移
轉致候に付右書籍運搬中、出納停止
候間目下御入用之書籍有之候得、未
十一月二日迄、御申越可有之候尤出納
平常に復之候節、更に御通知可及候此
段及御通牒候也

明治二十二年十月三十日

記録局



内閣文庫
貴重
秘生
印



用
第...